

保険の補償内容



公益財団法人
しそ森林王国観光協会

〒671-2558
兵庫県宍粟市山崎町上比地374（県立国見の森公園内）
緊急時連絡先：0790-64-0923

保険金の種類		保険金額	保険金をお支払いする場合	お支払する保険金	保険金がお支払できない主な場合
対人・対物 賠償責任保険		最大 1億円	・偶然な事故により、他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したりしたこと等によって、法律上の損害賠償責任を負った場合	・損害賠償金および費用（訴訟費用等）の合計金額をお支払いします。 ・自己負担はありません。 ・示談交渉サービス付です。 * 1回の事故につき損害賠償金は、賠償責任の保険金額を限度とします。 * 賠償金額の決定には、事前に損保ジャパンの承認を必要とします。 (注) 被保険者が未成年者または責任無能力者の場合で、その未成年者または責任無能力者の行為により、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって被保険者を監督する方（被保険者の親族にかぎり）が法律上の損害賠償責任を負ったときも損害賠償金をお支払いします。	・お客様の故意による損害賠償責任 ・職務遂行に直接起因する損害賠償責任 ・同居する親族および旅行行程を同じくする親族に対する損害賠償責任 ・自転車の所有・使用・管理に起因する損害賠償責任 ・心神喪失に起因する損害賠償責任 等
傷 害 （ ご 本 人 ）	死亡保険金	最大 1000万	・急激かつ偶然な外来の事故によりけがをされ、事故の発生日からその日を含めて 180日以内 に死亡された場合	・死亡後遺障害保険金額の全額。 * すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。	<ul style="list-style-type: none"> ・お客様の故意または重大な過失 ・自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ・戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為（※1）を除きます） ・無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ・脳疾患、疾病または心神喪失 ・妊娠、出産、早産または流産 ・外科的手術その他の医療処置 ・地震、噴火またはこれらによる津波 ・頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的他覚所見（※2）のないもの ・ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、航空機操縦（職務として操縦する場合を除きます。）、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故/自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行（これらに準ずるものおよび練習を含みます。）の間の事故など
	後遺障害保険金		・急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の発生日からその日を含めて 180日以内 に後遺障害が生じた場合	・後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。 * お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。	
	入院保険金	最大180日 3,000円/1日	・急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、入院された場合	・事故の発生日から その日を含めて180日以内 の入院日数に対し、1日につき入院保険金日額をお支払いします。	
	手術保険金	入院保険日額の 5倍または10倍	・急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の発生日からその日を含めて 180日以内 にそのケガの治療のために病院または診療所において、以下①または②のいずれかの手術を受けた場合、手術保険金をお支払いします。（※3） <small>（※3） ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術（※4） ②先進医療に該当する手術（※5） （※4）以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術 （※5）先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。</small>	<ul style="list-style-type: none"> ・1事故につき1回の手術に限ります。 ・1事故に基づくケガに対して、入院中及び外来で手術を受けたときは入院中に受けた手術の場合＞の手術保険金をお支払いします。 <p>＜入院中に受けた手術の場合＞ 手術保険金の額＝入院保険金日額×10（倍） ＜外来で受けた手術の場合＞ 手術保険金の額＝入院保険金日額×5（倍）</p>	
	通院保険金	最大90日 2,000円/1日	・急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、通院された場合	事故の発生日からその日を含めて180日以内の通院日数に対し、 90日 を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。	



◎すでに存在していたケガや病気の影響などにより保険金をお支払いするケガの程度が重くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。
◎ケガには、有毒ガス又は有毒物質を偶然かつ一時的に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます（細菌性食中毒・ウイルス性食中毒を含みます）。
◎靴擦れ、車酔い、熱中症、しもやけ等は「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。

（※1）「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。以下同様とします。
（※2）「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。以下同様とします。